

定例庁議次第

令和7年11月25日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

- (1) 群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正に伴う公共サインの安全点検の実施について (建設課 大沢課長)【資料番号1】

5. 議案事項

- (1) 議案第62号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について (企画財政課 斎藤課長)【資料番号2】

- (2) 議案第63号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について (企画財政課 斎藤課長)【資料番号3】

- (3) 議案第56号 吉岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (健康福祉課 一倉課長)【資料番号4】

- (4) 議案第71号 吉岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (健康福祉課 一倉課長)【資料番号5】

6. その他

7. 閉会

●内 容【2. 報告事項】

○公 開【1. 公開】

○概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 大澤 正弘

【件名】

群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正に伴う公共サインの安全点検の実施について

【目的】

群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の改正により、「屋外広告物の有資格者による点検」が新たに定められ、市町村が設置する公共サインに対しても適用された。

このことについて、次年度以降の点検の方向性を報告するものである。

【概要】

1 町の公共サインに関する点検の実施

(1) 点検の要、不要

群馬県屋外広告物条例が適用される市町村内に市町村が設置する公共サインについても、有資格者による適切な安全点検を実施する必要がある。

(2) 町が設置する公共サインに関する対応

町で設置する公共サインについて、「屋外広告物点検結果総括票」及び「屋外広告物の点検結果等に関する個票」により各所属で洗い出しを実施した結果、次のとおり対応する。

ア 公共サインの数

総数は328か所（うち高さが2.5メートルを超えるものは55か所、高さが4メートルを超えるものは35か所。なお、県条例の規定による点検を要しないものを含むため、精査が必要である。）

イ 高さが2.5メートル以下の公共サイン

高さが2.5メートルまでのものは、職員が屋外広告物講習会を受講し、直営で点検する（講習会受講費用を令和7年度補正要求済み）。

事前に各所属において、所管する公共サインを4つに分割し（点検を要するもの3グループと、点検を要しないもの）、初回は点検を要するものを2か年度で全数点検し、その後は3年に1度のペースで点検する。

ウ 高さが2.5メートルを超える公共サイン

県条例上は、高さが4メートルまでのものを屋外広告物講習会修了者により点検ができる（令和8年4月1日改正施行予定）こととなっているが、実務上、目

視が難しくなる高さが2.5メートルを超えるものについて、点検業務を委託するものとする。

点検の実施スケジュールは、高さ2.5メートル以下のものと同様、令和9年度までに1回目の点検を全数行い、令和10年度から3年に1度のペースで点検する。

【備 考】

屋外広告物の有資格者による点検

屋外広告物の点検の基準

ア 点検の概要

頻度は「3年を超えない期間ごと（条例の施行後3年以内、すなわち令和10年3月末までに全ての広告物が少なくとも1度以上点検される。）」、方法は「目視、打診等」とし、点検後は、知事が交付する点検済標識を速やかに当該広告物等に貼付する。

イ 点検を実施する者

屋外広告士、群馬県等が行う屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者、屋外広告物点検技能講習修了者、職業訓練修了者等が点検を実施するものとされている。

なお、屋外広告物講習会修了者は、令和8年度の点検から、建築基準法による工作物確認という観点で高さが4メートルを超える屋外広告物の点検ができないとなる。

ウ 対象外の屋外広告物

軽易な広告物（例：はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたもの）や、他の法令により点検が義務付けられているもの（例：道路法施行規則第4条の5の6第1項の規定による工作物又は道路の附属物の点検）などは、点検の対象から除かれる。

エ 点検を怠った場合

点検義務違反の場合の罰則規定はないが、許可の要、不要ごとに義務違反への対応が県都市計画課で予定されている。

11月25日 庁議提出案件【概要説明書】

資料番号2

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 斎藤 智幸

【議案名】

議案第62号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について

【提案理由】

ふるさと市町村圏基金を廃止するため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の一部を変更しようとするもの。

【概 要】

渋川市、吉岡町、榛東村が共同設置している渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「渋川広域組合」という。）が設置しているふるさと市町村圏基金を廃止するため、渋川広域組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定による渋川広域組合組織団体間による協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

【施行日】

令和8年4月1日

【上程予定】

令和7年第4回定例会（12月議会）

11月25日 庁議提出案件【概要説明書】

資料番号3

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 斎藤 智幸

【議案名】

議案第63号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

【提案理由】

ふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、財産処分について定めるもの。

【概 要】

渋川市、吉岡町、榛東村が共同設置している渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「渋川広域組合」という。）の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定による渋川広域組合組織団体間による協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。また清算については、令和8年3月31日現在高を、出資割合に応じて関係市町村に帰属することとするもの。

【上程予定】

令和7年第4回定例会（12月議会）

11月25日 庁議提出案件【概要説明書】

資料番号4

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第56号 吉岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

【提案理由】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が令和8年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、利用定員や運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するもの。

【概 要】

1 総則（第1章関係）

この条例の趣旨、一般原則等を定めるもの。

2 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第2章関係）

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の利用定員及び運営に関する基準について定めるもの。

3 雜則（第3章関係）

電磁的記録等について定めるもの。

4 施行期日（附則関係）

令和8年4月1日

【上程予定】

令和7年第4回定例会

11月25日 庁議提出案件【概要説明書】

資料番号5

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第71号 吉岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【提案理由】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が令和8年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、設備面積や職員配置、安全計画等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するもの。

【概 要】

1 総則（第1章関係）

この条例の趣旨、最低基準、一般原則等について定めるもの。

2 乳児等通園支援事業（第2章関係）

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めるもの。

3 雜則（第3章関係）

電磁的記録等について定めるもの。

4 施行期日（附則関係）

公布の日

5 設備の基準（別表関係）

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について定めるもの。

【上程予定】

令和7年第4回定例会